



ひとやすみ4月



兵庫小学校
ほけんだより
令和8年度
4月発行

入学・進級 おめでとうございます！



1年生のみなさん、入学おめでとうございます。兵庫小学校へ、ようこそ！

2年生以上の方、進級おめでとうございます。今、読んでる「ひとやすみ」は、学校からのお願いやからだ・こころの健康について保健室からあなたとおうちの人に知らせるおたよりです。みなさんの成長や元気に過ごすためのヒントなど大切な情報をお伝えしていきます。



元気でたのしい学校生活となるよう、みなさんのお手伝いをこの2人でいきます。よろしく願いいたします。



ようごきょうゆ
養護教諭
たかお ゆり
高尾 百合



ようごじょきょうゆ
養護助教諭
しげまつ みちこ
重松 美知子

保護者の方へ

～災害共済給付制度について～

災害共済給付制度とは、お子さんが「学校の管理下」でけがなどを負った際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。給付対象となる「学校の管理下の範囲」は以下の通りです。

- ①各教科授業や遠足、修学旅行、掃除など学校行事中
- ②部活動、林間学校、臨海学校など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③業間休み、昼休み、始業前、放課後など学校の定めた特定期間中
- ④登校中、下校中
- ⑤その他（学校外での授業、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路など）

負傷（ねんざ・骨折など）や疾病（熱中症など）では、原則的に初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上（本人負担分1,500円以上）の場合に給付対象となります。なお、申請の際には、受診した医療機関による証明が必要です。

お子さんのけが・病気については、欠席・遅刻や医療機関への受診状況なども含め、なるべく早めに学校までお知らせください。



～保健室の貸出し用衣類について～



怪我や嘔吐等において、服がよごれたり、ぬれた際に保健室から服を貸し出すことがあります。直接肌に触れる下着（パンツ）は保健室で用意した新しいものをお貸しします。お貸した下着はご家庭で使用頂き、保健室には未使用のものをお返し頂くようお願いいたします。その他の服や靴下は洗濯してお返してください。

保健室の衣類は数に限りがあります。もしものときのために、パンツ・シャツ・靴下等ランドセルに入れておかれると安心です。



4月の健康診断スケジュール



うらのページは大切な内容を
書いているので、おうちのひと
一緒によんでね!



検査項目	日時	学年	お知らせ
発育・視力検査	4/8(水) 午前中	6年生	4~6年生は1時間で発育測定と視力検査を行います。発育測定は <u>体操服</u> で行います。視力検査の際に、 <u>めがねやコンタクト</u> をつかっている人は、持ってきてください。
	4/9(木) 午前中	5年生	
	4/13(月) 午前中	4年生	
発育測定	4/14(火) 午前中	3年生 2年生	1~3年生は1時間で発育測定のみを行います。発育測定は <u>体操服</u> で行います。視力検査のときに、 <u>めがねやコンタクト</u> をつかっているひとは、もってきてください。
	4/15(水) 午前中	1年生	
歯科検診	4/16(木) 2・3・4時間目	6年生 2-1	朝ごはん後に <u>歯みがき</u> を丁寧にしましょう。当日、欠席や遅刻などで検査を受けなかった場合は、別日の他の学級の検査に混じって受けます。歯科検診の最終日5/29(金)を予定していますが、この日までに受けなかった場合は、野口歯科・小児歯科医院に行って歯科検診を受けることになります。
	4/30(木) 2・3・4時間目	1年生 2-2 2-3	
聴力検査	4/17(金) 午前中	5年生	ほうそうしつ おこな ほか くらす じゅぎょうちゅう しくか 放送室で行います。他のクラスは授業中ですので、静かに待ちます。
	4/20(月) 午前中	3年生	
	4/21(火) 午前中	2年生	
	4/23(金) 午前中	1年生	
内科検診	4/22(水) 1・2・3年生5時間目 4・5・6年生6時間目 ※検診時間が延びて、下校時刻が遅くなる場合は学校メールで連絡させていた だく場合もあります	ぜんがくねん 全学年	けんしん たいそうふく おこな はだぎ うすて 検診は、 <u>体操服</u> で行います。 <u>肌着(シャツ)</u> は薄手のものでお願いします。 《保護者の方へ》 心臓や呼吸器、栄養状態、皮膚の状態、脊柱・胸郭・四肢の状態等の検査項目があります。検診の際に、ドクターが胸に聴診器を当てたり、肌を見たり、触れたりすることがあります。正しく検査するためのものですので、安心するようご家庭でもお子さまにお話をして頂けると助かります。また、プライバシーに配慮して衝立を立てる等の環境を整えて、検診を進めていきますので、ご理解をお願いいたします。

学校では学校保健安全法という法律に定められている健康診断を行っています。子どもたちが学校生活を送るにあたり支障がない健康状態であるかを把握するという目的があります。学校での健康診断はスクリーニング(疑わしい症状を選び出すこと)のため、実際に異常があるかどうか、原因や治療法を知るには専門医の診察や検査が必要です。治療勧告を受け取られた場合は、できるだけ早めに専門医への相談や診察を受け、学校に結果をお知らせください。ご協力お願い致します。

保護者の方へ



5/1(金)

春の遠足の約束



お弁当のおかず・おやつ・フルーツの交かんはしません!!

食べ物にアレルギーのある友達があります。まちがえてたべると苦しくなったり、命のきけんにつながることもあります!